

参考資料3 - (3)A

取引主体と証券会社の扱い

(2) 日本の独自の判断	
	121中央銀行
金融 仲介 機関 の範 囲の	金融仲介機関
	122金融仲介
	123その他の金融仲介
	証券会社
	124金融補助機関

(1) 93SNA・EU他	
	121中央銀行
金融 仲介 機関 の範 囲の	金融仲介機関
	122金融仲介
	123その他の金融仲介
	証券会社
	124金融補助機関

図03-1 参考資料3 - (3) B

[2]取引主体とFISIMの生産について

	(1) 日本独自	FISIMの対象		FISIMの対象外商品			手数料 A(T)
		預金(Y)貸付(K)	債券(S)	債権所得 (手数料B)			
				受取利息	支払利息		
金融仲介機関の範囲のみFISIMを生産する	金融仲介機関	122金融仲介	123その他の金融仲介	証券会社			
	124金融補助機関						
	121中央銀行						

[1]現行帰属利子方式

	(1) 日本独自	FISIMの対象		FISIMの対象外商品		手数料 A(T)	
		預金(Y)貸付(K)	債券(S)	債権所得 (手数料B)			
				受取利息	支払利息		
金融仲介機関の範囲のみFISIMを生産する	金融仲介機関	122金融仲介	123その他の金融仲介	証券会社			
	124金融補助機関						
	121中央銀行						

[3]取引主体とFISIMの生産と、所得支出勘定財産所得の発生について

	(1) 日本独自	FISIMの対象		FISIMの対象外商品			手数料 A(T)
		預金(Y)貸付(K)	債券(S)	所支勘定・財産所得 (手数料B)			
				受取利息	支払利息(S)		
金融仲介機関の範囲のみFISIMを生産する	金融仲介機関	122金融仲介	123その他の金融仲介	証券会社			
	124金融補助機関						
	121中央銀行						

[4]証券会社が金融補助機関となるケースについて

	(1) 日本独自	FISIMの対象		FISIMの対象外商品			手数料 A(T)
		預金(Y)貸付(K)	債券(S)	所支勘定・財産所得 (手数料B)			
				受取利息	支払利息(S)		
金融仲介機関の範囲のみFISIMを生産する	金融仲介機関	122金融仲介	123その他の金融仲介	証券会社			
	124金融補助機関						
	121中央銀行						